

工場立地法 届出審査チェックシート（変更）

チェック欄

I 変更の届出の要否

（新設や変更の届出をした者がその後行う変更や法施行時（昭和49年6月28日）に特定工場を設置している者が昭和49年6月29日以後最初に行う変更）※1

右記のいずれかに該当する場合、変更の届出が必要	特定工場における製品の変更（日本標準産業分類に変更がある場合）	
	特定工場の敷地面積に変更（増減）がある場合	
	生産施設の増設又はスクラップアンドビルド（土台から撤去し新たに設置し直すこと）等がある場合 ※2 ※スクラップビルドの場合、結果的に生産施設面積が減少又は変わらない場合であっても届出が必要	
	緑地又は環境施設の面積が減少する場合 ※3、4	
	環境施設の配置変更により、敷地周辺部の環境施設の面積が減少する場合	
右記のいずれかに該当する場合、その他の届出が必要（その他の変更）	氏名（代表者の交代による変更を除く）、名称、住所の変更があった場合	
	特定工場の譲渡、貸借があった場合 届出人から相続があった場合（個人の場合） 届出人に合併又は分割があった場合（法人の場合）	
	特定工場を廃止する場合	
軽微な変更（届出不要）	生産施設、緑地、環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更（例 空地に倉庫、事務所を設置する場合） 生産施設の修繕による面積の変更で、増加する面積30㎡未満の変更（単純な増設又はスクラップアンドビルドは届出対象）	
	生産施設の撤去	
	緑地又は緑地以外の環境施設の増加	
	緑地又は緑地以外の環境施設の移設で、周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれなく（境界部への移設等）、それぞれの面積の減少を伴わない場合	
	緑地の削減で、減少する面積の合計が10㎡以下の場合（できるだけ早く行うことが安全の確保のために必要な場合に限る）	

II 提出書類（押印不要、新設・変更の届出は工事着工90日前までに提出。（期間の短縮を希望する場合は事前にご相談下さい。））

変更	1	特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（様式B）	
	2	特定工場の新設（変更）の趣旨説明書	
	3	特定工場の新設等のための工事の日程（様式例第4）	
	4	準則計算表	
	5	特定工場における生産施設的面積（様式第1別紙1）	
	6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置（様式第1別紙2）	
	7	事業概要説明書（様式例第1）	
	8	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図（様式例第2）	
	9	特定工場用地利用状況説明書（様式例第3）	
	10	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用（様式第1別紙4） （工業集合地の形成に伴い、緑地等が計画的に設置・管理されかつ、その費用を事業者が負担した場合で緑地の面積の特例を受ける場合）※18	
	11	隣接緑地等における環境施設の配置図 （工業集合地で緑地の面積の特例を受ける場合）	
その他		氏名（名称、住所）変更届出書（様式第3）	
		特定工場承継届出書（様式第4）	
		特定工場廃止届出書	

※1 特定工場とは、製造業、電気・ガス・熱供給業者で、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積（水平投影面積）が3,000㎡以上の工場及び事業所のこと

※2 生産施設とは、工場立地法施行規則第2条に定められた製造、加工修理、発電等工程を形成する機械または装置が設置される建築物のこと（建築物の外に設置されるものも含む）。

※3 緑地とは、工場立地法施行規則第3条に定められた樹木が生育する区画や天然芝で表面が被われた土地等のこと。

※4 環境施設とは、緑地及び工場立地法施行規則第4条に定められた池、屋外運動場、太陽光発電施設等のこと。